

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**住宅用火災警報器は
設置しましたか**

平成20年6月から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置場所は、寝室、台所、階段です。また、悪質訪問販売に注意してください。消防職員、消防団員が販売することはありません。相手の身分、連絡先を確認し、少しでも不審に感じた場合は購入しないでください。
【詳細】予防部予防課☎(215)2040

食の安全・安心市民交流

工場見学、事業者との意見交換。
☎3月4日(木)午後1時20分～4時。

所定日糧製パン(豊平区月寒東1の18)。20人。

申上欄必要事項と食の安全・安心についての関心事項を記入し、2月19日(金)までにCC。
【抽選】

【詳細】市コールセンター☎(222)4894、HP



児童手当・特例給付

2月期(10月～1月分)の手当振込日は2月12日(金)です。なお、児童手当・特例給付

に該当する方(所得が一定額未満で小学校修了前の児童を養育している方)で、手続きをしていない方は、速やかに届け出をしてください。認定された場合は、手続きした翌月分から手当が支給されます。また、特例給付受給者で年金の加入状況に変更(退職、転職など)があった方は、受給資格が消滅する場合がありますので、必ず届け出をしてください。届け出が遅れた場合、支給済みの手当を返していたことがあります。
【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

**特別障害者手当・
障害児福祉手当の手続きを**

所得が限度額を超える方は支給が停止されます。

△特別障害者手当▽

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。
△障害児福祉手当▽

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合や障害年金などの給付を受けることができる場合は支給されません。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

特別児童扶養手当の手続きを

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。また、所得が限度額以上の場合は支給が停止されます。受給要件に該当しなくなった場合は届け出が必要です。届け出が遅れた場合、手当を返していたことがあります。
【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

児童扶養手当の手続きを

①父母が離婚②未婚③父が死亡・重度の障がい・生死不明・一年以上拘禁・一年以上児童遺棄④父母ともに不明の状態、父と生計を同じくしていない児童(18歳に達した日の年度末までの間にある児童か、20歳未満の心身に障がいのある児童)を養育している母もしくは養育者に支給されます。ただし、所得が制限額を超える方は支給が停止されます。
【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

市立特別支援学校展

障がいのある子供たちの学習活動を紹介するパネルなど

敬老優待乗車証の申請



70歳以上の市民が、バス、地下鉄などの公共交通機関を優待料金で利用できる敬老優待乗車証。交付対象者へ、2月上旬に申請書を送付します。希望する方は必要事項を記入し返送してください。詳しくは、同封の「お知らせ」をご覧ください。
【提出期限】2月16日(火)(必着)。
【平成21年12月31日時点で本市に住民登録があり、現在も引き続き居住している生年月日が昭和15年10月1

日以前の方。交付額1万～7万円(1万円ごと)。千円～1万7千円の利用者納入金が必要。利用できる交通機関乗車カードは市電、地下鉄、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつバス、中央バス。乗車券・夕鉄バス、ばんけいバス。
△未使用乗車証の返還▽
有効期限が平成22年4月30日(金)の未使用乗車証の納入金返還手続きは、5月31日(月)までです(乗車証裏面を確認)。ご希望の方は、お住まいの区の区役所保健福祉課で手続きをしてください。

を展示。

☎2月23日(火)～3月7日(日)。
所地下街ふれあい広場。

【詳細】教育推進課☎(211)3851

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

内心臓病・大動脈瘤。

☎2月27日(土)午後1時30分。

【詳細】健康企画課☎(622)51

51

精神療養講座

高次脳機能障害の理解。

☎2月20日(土)午後2時～4時。
所WEST19(中央区大通西19)。

【詳細】市コールセンター☎(222)4894

**障がい者による
政策提言サポーターの募集**

障がいのある方の意見を取